

旭川市立西神楽小学校
学校いじめ防止基本方針



令和2年 4月

【目 次】

はじめに	…	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2 いじめの理解	…	1
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項		
1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）	…	4
2 児童が主体となった取組の推進	…	5
3 学校いじめ対策組織の設置	…	6
(1) 学校いじめ対策組織の構成		
(2) 学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめ防止の取組	…	7
(1) いじめについての共通理解		
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成		
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意		
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実		
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	9
6 いじめへの対処	…	10
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援		
(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言		
(4) いじめが起きた集団への働きかけ		
7 いじめの解消	…	11
○早期発見・事案対処マニュアル	…	12
8 いじめの重大事態への対応	…	13
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携	…	14
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	…	14
11 学校いじめ防止プログラム	…	15
○主な相談窓口	…	17
○いじめ発見・見守りチェックシート	…	18
○いじめ発見・観察ポイント	…	19

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、「いじめ根絶」を目標として掲げ、児童・教職員・保護者・地域が一体となって目標にむけての取組を進めてきました。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と早期発見、組織的で迅速な対応に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定

義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、さまざまな場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度のストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いに違いを認

め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

昨年度の本校のいじめ認知件数は0件でした。本校においては、昨年度のいじめアンケートによる「ひやかし・悪口を言われる」などについて、6月に20%、11月に16%の児童が回答したことから、それぞれの月に口頭での聞き取りを行ったり、いじめ防止対策委員会等で慎重に協議を行ったりし、事実関係等を分析してきましたが、いじめ認知とはなりませんでした。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童は94.5%（昨年度98.7%）でした。「そう思わない」と回答した児童は0件でしたが、「わからない」と回答した児童が増えました。「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童は4.3%（昨年度11.7%）でした。

これらの実態に基づき、今年度もいじめのない学校を目標とし、日常的な嫌がらせなどについても、10%未満にするようにします。引き続き、「いじめはどんなことがあっても許されない」という意識を100%浸透するようにし、誰にでも気軽に相談できる雰囲気を作るため、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるようにしていきます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、感染者に対する偏見やいじめの防止、誹謗中傷についても全校体制で取り組んでいきます。

（1）学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

（2）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

（3）校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

2 児童が主体となった取組の推進

児童会が中心となり、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組めます。

以下の取組は、昨年度の例であり、今年度はまだ児童会を組織し、計画することができていません。昨年度同様、いじめに対する全校的な取組をしていきます。

(1) 学校いじめ防止基本方針（児童版）の策定

児童会を中心に、学校が策定している学校いじめ防止基本方針の内容や、学校いじめ対策組織の存在、年間を通したいじめの未然防止の取組等について理解を深めたり、いじめの防止等について考え、議論したりしながら、「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定します。

(2) 西小をよりよくする取組

児童会本部が中心となって、全校児童が取り組む活動です。期間を設けて、異学年交流をすることにより、児童同士のつながり、高学年としての意識の向上、気軽に話し合える雰囲気作りをします。

①「他学年と一緒に帰ろう」運動

登下校時に、同じ方面で登下校している児童と一緒に歩いていこうという取組です。歩きながら和やかに話をし、明るい雰囲気づくりを目指します。

②「2つの学年で一緒に食べよう」運動

2つの学年で給食を一緒に食べようという取組です。高学年が低学年をリードすることにより、高学年の意識を高めるとともに、話をしながら給食を食べることでお互いのことをよく知ることができる取組です。

③「2つの学年で一緒に遊ぼう」運動

2つの学年で一緒に遊ぶという取組です。高学年と低学年の組み合わせを設定し、さらに深い交流が持てるように工夫します。給食の取組と合わせ、よりお互いのことを理解することができる取組です。

④全校遊び

全校児童が仲良くなり、よりよい雰囲気作りをするための取組です。児童会本部が

中心となって企画するものや、保健体育委員会が中心となって企画するものがあります。

(3)「いじめをなくす」取組

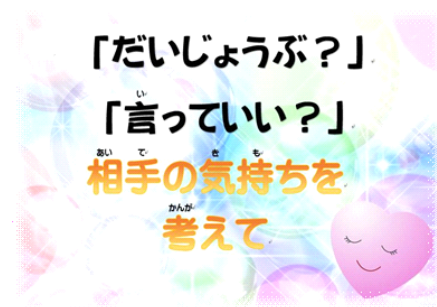
①標語作り

児童会本部が全校児童に働きかけ、「いじめをなくす」ための標語を募集します。全校児童のいじめに対する意識を高めるとともに、いじめは絶対に許されないという思いを浸透させる取組になります。

決まった標語は、玄関に掲示します。

②あいさつ運動

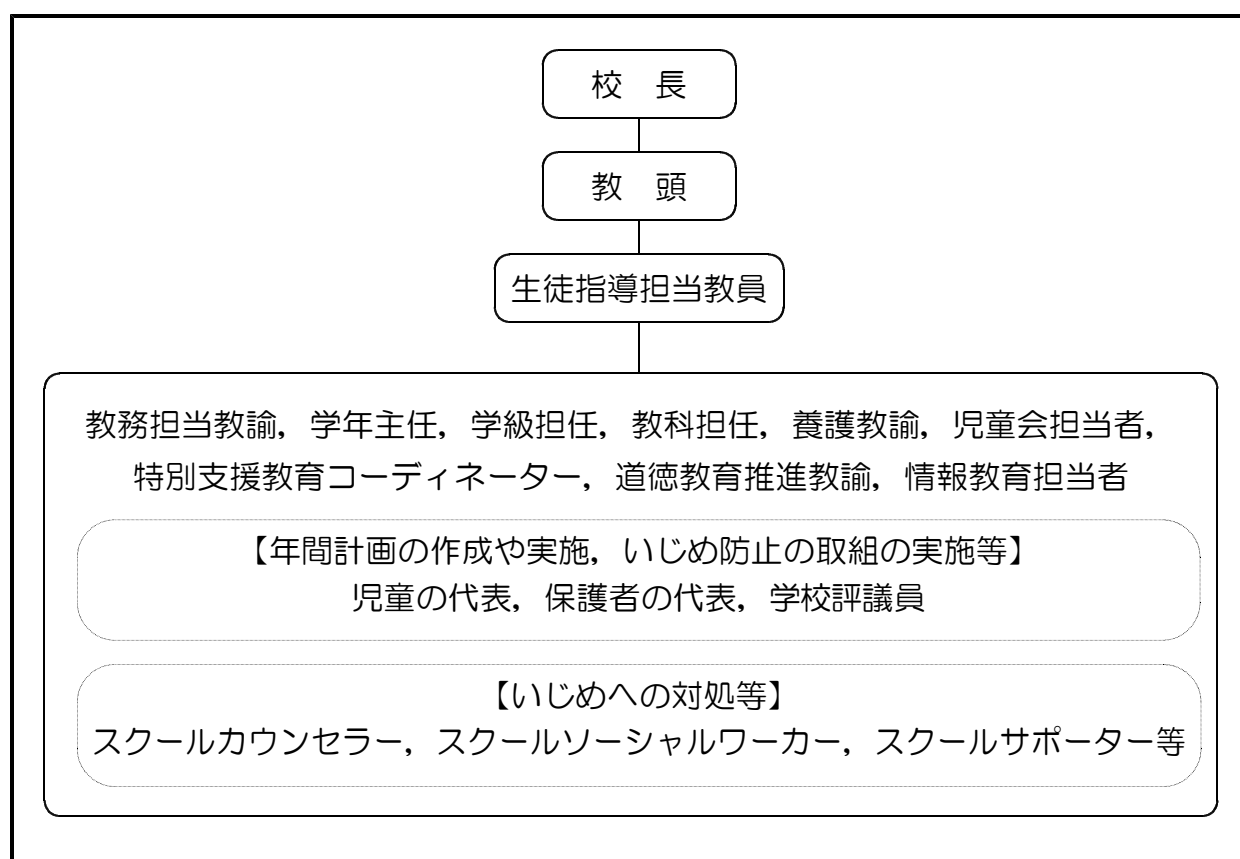
児童会本部が中心となって、定期的な「あいさつ運動」を行うことにより、全校児童に対する声かけを行い、誰とでも気軽に話しかけ合える雰囲気作りをしています。困ったときの相談や、友だちに対する声かけができる雰囲気作りを目指しています。



令和元年度の標語

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第

22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもので、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（２）組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行

オ) いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

カ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施

キ) 学校いじめ防止基本方針が自公の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直し

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施

4 いじめ防止の取組

児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

いじめの防止のため、次の取り組みを進めます。

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取り組みを進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。
- ②児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取り組みを進めます。
- ③幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をやしなう取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- (2) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

保護者の役割

保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話やふれあいを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。

- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

〈H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用〉

保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめと受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係を確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

保護者の役割

- (1) 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- (2) 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、<u>他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。</u> □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□<u>家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</u> □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□<u>迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</u> □<u>保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</u>	□当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP11参照）

【再発防止に向けた取組】

- **原因の詳細な分析**
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- **学校体制の改善・充実**
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- **教育内容及び指導方法の改善・充実**
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
 - 道徳の時間の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- **家庭、地域との連携強化**
 - 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

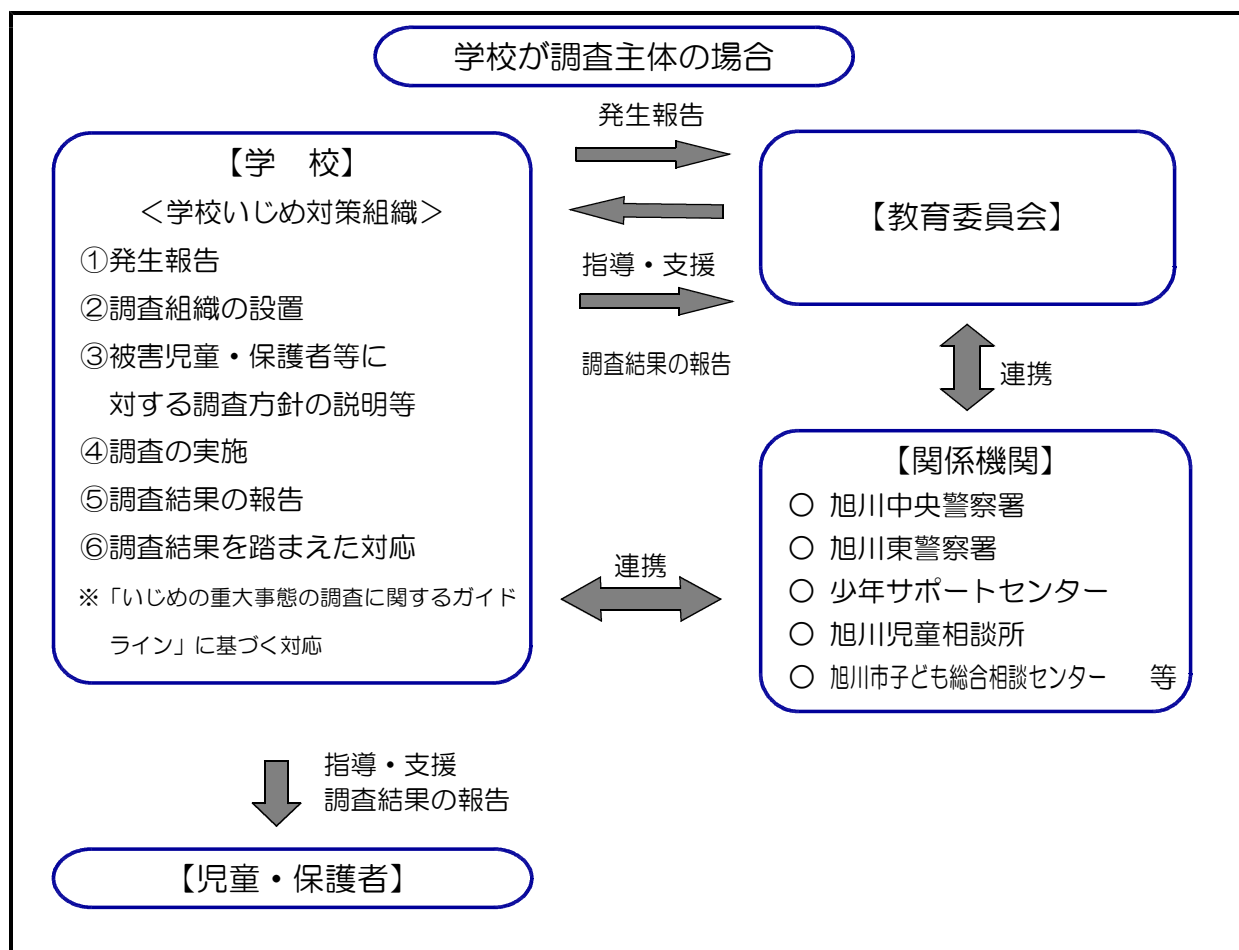
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態への対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- (1) 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- (2) 保護者は、その保護する児童に SNS の利用を認める場合は、自他の個人情報公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNS で知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等） ○あいさつ運動の推進 ○学校ネットパトロール	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（１）の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修（１） ・児童理解研修（事例研） ○教育相談①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケートの集計、分析 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○あいさつ運動の推進 ○市教委いじめに関する実態調査①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（２）の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 ○校内研修（２） ・児童（生徒）アンケートや各種調査結果の活用 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」	○児童アンケート調査① ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時) ○いじめ防止標語活動	○いじめ・非行防止強化月間① ○西小をよりよくする取組	○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等 ○西小をよりよくする取組	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通	4月 ○西神楽ホテルの里学校運営協議会 ・いじめ防止基本方針説明		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校により ○西神楽ホテルの里学校運営協議会	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

令和2年度については、このように計画をしているが日程を変更する可能性がある

Page 10 of 10

1

2 は、早期発見の取組

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修（3）の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修（3） ・児童理解研修（教育相談） ・事例研 ○あいさつ運動の推進	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 ○市教委いじめに関する実態調査②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1年間の取組についての点検・評価 ○教育相談③	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	○いじめ・非行防止強化月間②	○児童アンケート調査②	○道教委いじめアンケート調査②		○児童アンケート調査③	
家庭・地域	○西神楽ホテルの里学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明 ○保護者個人懇談の取組		○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校日より ・参観日 等		○西神楽ホテルの里学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校日より ・参観日 等

令和2年度については、このように計画をしているが日程を変更する可能性がある

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

○旭川市立西神楽小学校

TEL 75-4364

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

西神楽小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童（生徒）の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童（生徒）を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童（生徒）を囲むように児童（生徒）が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童（生徒）に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童（生徒）の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童(生徒)のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐気分の浮き沈みが激しい。
- ☐兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐理由もなくイライラする。
- ☐食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ちょっとした音に敏感になる。
- ☐友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐持ち物への落書きがある。
- ☐衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐登校を渋る。
- ☐身体を見せたがらない。
- ☐外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐急に誰かを罵ったりする。
- ☐かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐急に友達関係が変わる。
- ☐友達から頻繁に呼び出される。
- ☐学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐学校を転校したいと言い出す。
- ☐金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。